東かがわ市告示第144号

東かがわ市遊休農地等利活用促進単独補助事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和８年11月６日

東かがわ市長　上村　一郎

東かがわ市遊休農地等利活用促進単独補助事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

東かがわ市遊休農地等利活用促進単独補助事業補助金交付要綱（平成30年東かがわ市告示第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

別表（第３条、第４条関係）

事業内容	交付要件	交付率
遊休農地の障害物除去、深耕、整地及びこれらの作業と併せて行う土壌改良（肥料若しくは有機質資材の投入又は緑肥作物の栽培）	（１）　対象農地 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第８条第２項第１号に基づく農業振興地域の農用地区域の農地のうち、農地法第32条第１項第１号に該当する農地。 （２）　再生後の管理 賃借権・使用貸借権の設定・移転、所有権の移転によって、再生作業後から３年間、再生した農用地全体に作付し適切に肥培管理の上、収穫及び出荷すること。	９万円／10ａ以内

改正前

別表（第３条、第４条関係）

事業内容	交付要件	交付率
遊休農地の障害物除去、深耕、整地及びこれらの作業と併せて行う土壌改良（肥料若しくは有機質資材の投入又は緑肥作物の栽培）	（１）　対象農用地 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第６条第１項で指定された地域のうち、農地法第32条第１項第１号に該当する農地。 （２）　再生後の管理 再生作業後から３年間、再生した農用地全体に作付し適切に肥培管理の上、収穫及び出荷すること。	９万円／10ａ以内

附　則

この告示は、令和８年11月６日から施行する。